

AIPPI・JAPAN



Office Address  
AIPPI JAPAN  
4F, Yusei Fukushi Kotohira Bldg.  
14-1, Toranomom 1-chome,  
Minato-ku Tokyo,  
105-0001, Japan  
Telephone : 81 3 3591-5301  
Facsimile : 81 3 3591-1510  
E-mail : japan@aippi.or.jp

---

International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan

---

中華人民共和国  
国家知識産権局 御中

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴国の専利法改正草案について意見を述べる機会を設けて頂き感謝申し上げます。

全世界で、8000 人の会員を擁する AIPPI (International Association for the Protection of Intellectual Property) の日本における部会である AIPPI・JAPAN は、1100 名の会員 (個人会員 900 名、団体会員 200 名) を擁しております。会員には、弁理士、弁護士、企業、学者が含まれます。

AIPPI・JAPAN で、ご提示いただいた専利法改正草案について検討を行い、添付の通りとりまとめさせていただきました。

ご検討のほど、宜しくお願い致します。

敬具

2012 年 9 月 4 日  
AIPPI・JAPAN  
会長 片山 英二

平成24年9月4日

## 「中国特許法改正草案(意見募集稿)」に対する意見

AIPPI・JAPAN

### 1. 意見の骨子

- 
- 46条2項…改正案に反対する。現行法維持を希望する。
  - 60条2項…改正案に反対する。現行法維持を希望する。
  - 60条3項…記載の修正を希望する
  - 61条3項…改正案に反対する。削除を希望する。
  - 64条…改正案に反対する。記載の修正を希望する。
  - 65条3項…記載の修正を希望する。
- 

### 2. 意見の説明

#### ■[46条2項]

条文案の草案説明5ページによれば、

「特許庁無効審判—行政訴訟を経て決定効力の発生」のプロセスを変更し、  
「特許庁無効審判—決定効力の発生—行政訴訟—決定効力の発生」の二段階の決定効力の発生プロセスにしようとしているように読めます。

このように、不服申立手段(行政訴訟)が尽きる前に、無効宣告または特許権の維持の決定に効力を持たせる改正案には反対です。なぜなら、侵害訴訟の審理を進めた後で、行政訴訟により決定が覆る可能性があり、訴訟経済上好ましくないためです。

特に、無効審決が出ているのに、不服申立手段(行政訴訟)が尽きていないのにも関わらず、権利行使されてしまうと、企業は事業活動の停止を余儀なくされることもあるため、大きな問題です。

例えば、

- ①無効審決→有効判断のように決定が覆った場合に、最初の無効審決以降に当該特許を実施した第三者製品に侵害責任を問えるかが疑問です。
- ②有効審決→無効判断のように決定が覆った場合には、最初の有効決定以降に行政取り締まりの実施が可能となり、製品差し止めが起こりえます。訴訟の結果、無効となれば、損害賠償責任を権利者に負わせることができるかもしれませんが、製品の差し止めを防衛する手段があるのか疑問です。

このように、無効特許で権利行使ができたり、最終結果は有効であっても権利行使できない場合が起こりうることから、問題ありと考えます。

■[60条2項]

改正により、特許業務管理部門が、損害賠償命令を出せるようにするようですが、司法手続(裁判所手続)を経ずに損害賠償命令を出すことでは公平を期し難いと考えますので、改正に反対です。

■[60条3項]

改正により、当局が、自発的に特許権侵害を摘発できるようにした場合、商標と異なり、特許権侵害の成否の判断には高度な技術的評価を伴うため、被疑侵害者に反論する機会を与えないと、公平を期し難く、判断を誤るおそれがあります。しかしながら、条文案では、被疑侵害者に反論の機会があるのかどうか不明ですので、問題です。

また、改正草案に関する説明では、改正の目的を悪質な侵害行為の摘発としていますが、条文案は「市場秩序を乱す恐れのある特許侵害」となっており、悪質な侵害行為に限定されているのかどうか疑問です。つまり、「市場秩序を乱す恐れ」の名の元に、実際には悪質でもない侵害行為が摘発の対象になってしまうおそれを懸念します。

■[61条3項]

条文案は、原告側の請求に基づき、人民法院が証拠を調査収集する旨規定していますが、証拠漁りのための探索的な請求も許されるかのようであって、原告側に一方的に有利な改正案であり、被告には防御手段がないように見え、被告となった場合に会社の機密情報の流出が懸念されます。

さらに、無効の蓋然性が高い特許であっても提訴は可能ですので、被告の機密情報入手のための手段として悪用される懸念があります。

既に、証拠保全、民事訴訟法64条ないし司法解釈「最高人民法院による民事訴訟の証拠に関する若干の規定(2001年)」所定の調査収集の手続きがありますので、更に本案を導入する必要はないと考えます。草案説明3ページの問題を解決したいのであれば、現行にある手続きの改善を図るべきではないでしょうか。

■[64条]

条文案では、特許事務管理部門の調査・証拠差押権限等が、特許偽証の場合から特許権侵害に拡大されていますが、相手方の機密事項を収集するために悪用される可能性があるため、改正に反対です。

また、特許偽証とは異なり、特許権侵害の判断には高度な技術評価が必要ですので、被疑侵害者に侵害の成否について反論する機会があるのかどうか不明な条文案は、問題です。

草案説明6ページから7ページによれば、意図的な侵害、繰り返し侵害、集団による侵害などの悪質な侵害行為に対して適用させる意図がある旨記載されております。提案の意図は理解するものの、本案からは、限定的な特許侵害行為に適用されるようには読めないため、修正が必要と考えます。

さらに、権利の有効性審理と本案との関係が規定されていないことから、無効特許で取り締まりができてしまう懸念があります。現行法では虚偽表示に適用している条文ですが、特許権侵害事件とは争点が異なりますので無効審判手続きとの関係(\*)は明示させるべきです。

\* 無効審判提起により取り締まり中止など

#### ■[65条3項]

懲罰的賠償の要件である「故意的」の基準が明らかでは無いため、悪質な侵害者以外にも適用されるおそれを懸念します。「故意的」の基準をより限定的に明確にするべきと考えます。

以上